

公表第10号

地方自治法第199条第12項の規定により、久留米市長、久留米市農業委員会会長及び久留米市高良内財産区管理者から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成29年6月19日

久留米市監査委員	中島年隆
久留米市監査委員	塙秀二
久留米市監査委員	原口和人
久留米市監査委員	藤林詠子

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度： 平成27年度

部局名： 総務部

		指摘事項等	措置状況等
意見	事務監査	<p>地方自治の諸制度には、適正な事務執行のため、基本的に「内部統制」的な手続が組み込まれている。しかし、事務ミスや不祥事等の発生を確実に減少させ、外部からの不正なサイバー攻撃などを防ぐには、行政事務上のリスクを評価し、コントロールするための、「内部統制」を明確に意識した体制の構築と運用が重要であるといえる。</p> <p>特に総務部には、全庁的に共通する行政事務において発生しうるリスクの抽出と評価、及び対応策の検討と構築、そして全庁への「内部統制」の認識の浸透を図ることが期待される。</p>	<p>内部統制の確立に向けて、平成28年度は、「管理職に対する意識啓発・注意喚起」と「職員に対する業務の基本的知識の習得」に取り組みました。さらに、今後は地方自治法の改正も見据えながら、久留米市で取り組む内部統制の範囲や仕組みについて検討し、実効性の有る制度設計の構築に努めます。</p>